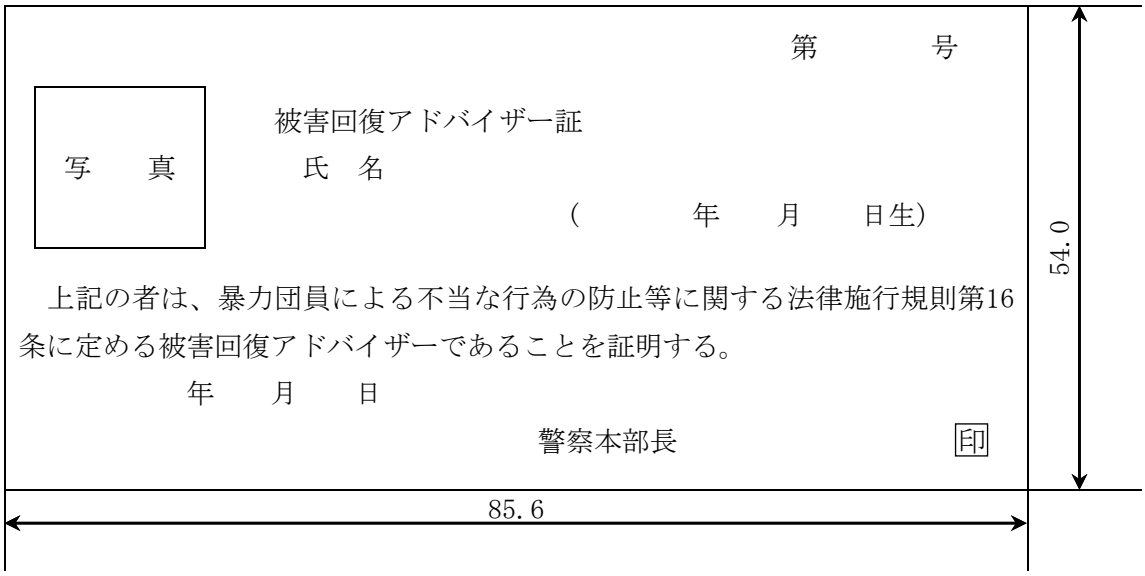
別記様式第8号(第16条関係)

(表)



(裏)

暴力団員による不当な行為の防止
等に関する法律施行規則（抜粋）

第16条　略

2　略

3　被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第8号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。